

滋賀労働局からのお知らせ

労働保険料の 令和3年度 第3期分の
納期限は 1月31日(月) です。

第3期分の納付は、今年度の労働保険概算保険料額が40万円以上（労災保険又は雇用保険のみ加入の場合は20万円以上）で、延納（分割納付）の申請をされている事業場が対象となります。

対象となる事業場に対しては、納期限のおおむね10日前に「納付書」が郵送されますので、**最寄りの金融機関（銀行、郵便局）で1月31日(月)までに納付をお願いします。**

また、金融機関の他、“事業場を管轄する※労働基準監督署”、“滋賀労働局労働保険徴収室”でも納付することができます。

〔※労働基準監督署では、労働保険番号の所掌が“3”の保険関係についての納付はできません〕

なお、口座振替を利用している事業場につきましては、口座振替納付日が2月14日(月)となっています。

「口座振替事前通知」ハガキを約3週間前頃に発送しますので、口座残額の確認などの準備をお願いいたします。

【口座振替とは】

労働保険料等の納付について、口座を開設している金融機関に口座振替納付の申し込みをすることで、決まった期日に届出のあった口座から自動に引き落とされて納付できる制度です。

口座振替を利用すると、金融機関に“毎回納付に行く手間”や“納付忘れ”の心配などが解消でき、口座振替納付日も通常の納期限よりも後になるため、期間的な“ゆとり”も確保できます。

口座振替のお申込みには期限が設けられており、令和4年度保険料 全期分（延納される場合は 第1期分）の申込み期限は、令和4年2月25日(金)までとなっています。（手数料はかかりません）

- ◆ 新たに口座振替納付をご希望の方は、
滋賀労働局労働保険徴収室（☎077-522-6520）
までお問い合わせください。